

## 居宅介護・移動支援 請求の変更点・注意点について

障害者総合支援法の居宅介護（身体介護・通院等介助・家事援助）、地域生活支援事業の移動支援のサービス提供にあたっては、サービス全利用計画をふまえた個別支援計画に基づき予め支給決定された時間の中で利用者に必要な援助を行います。しかし、現実のサービス提供の中では単位時間を前後する場合があります。その場合の請求上の取り扱いについて平成28年6月分請求時から変更をさせていただきますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

### <平成28年6月分請求時からの変更点>

・提供時間は、30分単位で構成されています（家事援助については、45分以上は15分単位の算定になります）。最初の30分の算定は、20分以上のサービス提供が必要です。サービス開始から30分以降の算定は、見直しにより 15分以上は切り上げ、15分未満は切り捨ての算定となります（移動支援についても同様）。

例： 9：00－10：15の場合	⇒	1.5時間の算定
13：00－15：10の場合	⇒	2時間の算定

・家事援助の場合、サービス開始から30分以降の算定は、15分ごとの算定となります。

例：家事援助のサービス提供時間が、		
9：00－10：07の場合	⇒	1時間の算定
13：00－14：08の場合	⇒	1時間15分で算定
<u>（8分以上は切り上げ、8分未満は切り捨てとなります）</u>		

### <2時間ルールについて>

居宅介護における同類型のサービスを1日に複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間隔が空いていることとします。前後のサービスの間隔が2時間未満の場合は、前後の時間を合わせて一連のサービスとして算定します（2時間ルール）。移動支援についても、2時間ルールを適用します（従来と変更ありませんが、注意点として掲載します）。

例)	① 9：00－10：00	1.0時間	身体介護
	② 11：30－12：30	1.0時間	身体介護
上記のサービス提供の場合、①と②の間隔が2時間未満であるため、1.0時間×2回ではなく、 <b>2.0時間×1回</b> の算定となります。			